

マクロ経済改革と企業発展：企業家の反応と期待

—1994年中国企業家アンケート調査報告—

(中国企業家調査プロジェクト編,『管理世界』1995年第1期, PP. 153-160.)

訳者：史世民
金森和彦

1994年, 国家(中国政府)は一連の重大な改革ならびにマクロ・コントロールに関する措置を打ち出し, 社会主義市場経済体制の樹立に向けて重要な一步を踏み出した。経済体制変革期におけるわが国の企業の経営状況, 企業家たちのマクロ経済情勢に関する評価および改革に関する要望を的確に把握し, 1995年度の全面的な企業改革の進行および現代的企業制度の整備に資するために, 中国企業家調査プロジェクトチームは「1994年度企業家アンケート調査」を行った。国務院研究室工業・交通司, 国家経済貿易委員会企業司, 中国企業管理協会研究部, 国務院発展研究センター付属管理世界雑誌社, 国務院発展研究センター付属経済情報センター, 国家計画委員会国民経済総合司, 財政部総合・改革司, 中国人民銀行政策研究室, 対外貿易経済合作部経済貿易政策司および発展司, 労働部労働関係司および監察司, 人事部流動調配司, 国家統計局国民経済総合統計司, 国家税務総局政策法規司, 国家国有资产管理局企業司など, 14の部門や単位が今回の調査に協力し, アンケート設計および報告書執筆に際し, 助言をいただいた。このことは今回の調査の科学性ならびに権威を高めることにつながるであろう。

本調査は4ヶ月にわたって実施された。1994年9月20日までに, 2,756件の有効回答, 総数で75万を超えるデータを得た。アンケートには被調査企業の法人代表者(工場長, 経理)が回答している。調査回答企業の分布は, 地

域的には30の省、直轄市、業種的には採掘、製造、建築、交通運輸、電信、商業・サービス、外国貿易、金融、不動産、公共事業などにわたる。そのうち、国有企業が全体の74.3%を占め、以下、集団所有制企業12.9%，三資企業7.4%，その他類型企業（私営企業含む）が5.4%である。回答企業のうち、大中型企業の比重は90.6%であり、回答企業の分布状況はわが国企業のうちの大中型の国有企業の状況をかなり代表した形となっている。

調査結果を要約すると、1994年以降、わが国のマクロ・コントロールが強化・改善され、マクロ環境もより良い効果をあげるようにたえず改善されてきた。また、重大な経済体制改革についても、企業家は肯定的な態度を示した。企業の経営状況は基本的に良好であり、企業に対し、より大きな経営自主権が与えられている。しかしながら同時に、一部の企業とりわけ大型国有企業では操業率が低く、業績が思わしくなく、人員が過剰であること、また企業の経営拡大と資金不足といった矛盾が際だっていることも判明した。また、調査を通じて、企業というミクロ環境の不完全さが順調な企業運営を妨げている重要な原因であることも判明した。企業家は、現在わが国の経済が持続的かつ急速な成長を遂げ、健全な形に向かってはいるものの、インフレ圧力を軽視してはならないと考えている。また、マクロ・コントロールを強めてインフレを抑制すると同時に、政府の機能転換をより迅速に行い、現代的企業制度を中心とするミクロ環境の改革も押し進めるよう望んでいる。

一. 1994年以降のわが国企業の進展状況

(一) 企業の操業状況

回答企業の操業状況をみてみると、正常操業企業は全体の72.9%を占め、過剰操業企業も3.7%あるなど、総じて企業の操業状況は良好といえる。

これを所有制別でみてみると、正常操業をしている国有企業の割合は69.8%であり、集団所有制企業ならびに三資企業の割合と比較して11~12ポイント程度低い。また、操業不足では、国有企業の割合は26.2%であり、集

団所有制企業ならびに三資企業の場合と比較すると、それぞれ12ならびに13ポイント程度高くなっている。このほか、国有企業のうちの0.5%が操業停止状態にあり、この割合についても全体平均よりもわずかだが高い。このことから国有企業の操業状況は相対的に若干悪いといえるが、国有企業はその他の所有制企業の社会的機能とは異なり、就業機会や従業員の福利といった機能をかなり担わされていることを考える必要があり、単純に結論づけることはできない。

規模別でみてみると、大型企業の正常操業、操業不足、操業停止、過剰操業の割合はそれぞれ76.2%，19.2%，0.2%，4.4%である。中型企業でのそれは70.0%，25.9%，0.6%，3.5%，小型企業では75.8%，21.4%，0.4%，2.4%である。すなわち、大型企業の操業状況が最も高く、小型企業がそれに次いでいる（表1を参照）。

表1 回答企業の操業状況

(%)

	合計	所有制別企業状況			規模別企業状況		
		国有	集体	三資	大型	中型	小型
正常操業	72.9	69.8	80.7	82.3	76.2	70.0	75.8
操業不足	23.0	26.2	14.4	13.3	19.2	25.9	21.4
操業停止	0.4	0.5	0.4	0.5	0.2	0.6	0.4
過剰操業	3.7	3.5	4.5	3.9	4.4	3.5	2.4

工業企業の状況をみると、建設業206社中の正常操業企業は64.6%，鉱業200社中では70.5%，製造業1,995社では71.4%と、工業企業の中では製造業企業の操業が相対的に良好といえる。

(二) 企業の収益状況

全体をみると、2,756社の回答企業中、1,789社が黒字であり、それは全体の64.9%にあたる。国有企業の60.1%，集団所有制企業の77.2%，三資企業の76.6%が黒字となっている。収益状況について未回答だった346企業を除

くと、621企業が上半期の税引き後収益が赤字となっており、その割合は全体の22.5%であった。収益状況未回答の企業を除いた2,410社のみで計算すれば、欠損企業の割合は22.5%に達する。回答企業中、もっとも税引き後の利潤が高かった企業のそれは130,324万元であり、逆にもっとも赤字額の多かった企業の欠損額は11,050万元であった。これらの点については表2を参照されたい。

表2 回答企業の経営業績

(%)

	合計	所有制別企業状況			規模別企業状況		
		国有	集体	三資	大型	中型	小型
黒字	64.9	60.1	77.2	76.6	67.6	63.5	62.4
赤字	22.5	27.6	7.9	11.7	21.3	23.9	20.4
無回答	12.6	12.3	14.9	11.7	11.1	12.6	17.2

(二) 企業の市場での販売状況

われわれが調査した2,756企業の主要製品の市場での販売状況をみると、「供給不足状態」とする企業が18.0%、「需給がほぼ一致している」とする企業が63.5%、「製品在庫が多すぎ、販売不振」にあるとする企業が18.5%であった。比較的多くの経営者が自社製品の販売状況に関して楽観的態度を表明している。

業種別、所有制別、規模別の分析から判明した点は、以下の通りである。

第一は、販売状況においての業種間格差が大きいことである。注目されている製造業、鉱業、建設業、商業・サービス業・レジャー業および対外貿易といった業種について分析を行った結果、製造業では「供給不足状態」とする企業が18.6%、「需給がほぼ一致している」とする企業が63.8%、「製品在庫が多すぎ、販売不振」にある企業が17.6%であった。鉱業の同割合は、20%，51%，29%，建設業は4.3%，71.2%，24.5%，商業・サービス業・レジャー業は7.5%，73.1%，19.4%，対外貿易業は15.3%，71.2%，13.5%であった。

総じてみれば、鉱業と建設業は「製品在庫が多すぎ、販売不振」の企業割合が、全体平均よりそれぞれ10.5ポイント、6ポイント高く、これらの業種の販売状況が相対的に劣っていることがわかる。

第二は、異なる所有制企業間で販売状況について小さな差異があることがある。「製品在庫が多すぎ、販売不振」の企業割合については、国有企業は20.9%，三資企業は13.3%，集団所有制企業は11.8%となっている。国有企業の同割合は三資企業より8ポイント、集団所有制企業より9ポイント高い。これは国有企業の販売状況が集団所有制企業、三資企業に比べ少し悪いことを示している。

第三は、販売状況に関する規模間格差がほとんどないことである。大型企業では「供給不足状態」企業が18.8%，「需給がほぼ一致している」企業が61.5%，「製品在庫が多すぎ、販売不振」企業が19.6%であった。中型企業では、「供給不足状態」企業が18.0%，「需給がほぼ一致している」企業が63.5%，「製品在庫が多すぎ、販売不振」企業が18.5%であった。小型企業ではそれぞれ15.4%，69.6%，15.0%であった。この結果は、企業規模の販売状況に与える影響が大きくなきことを意味する。

一部の企業が製品在庫が多く販売が不調になる原因としては、「市場需給が不足」とするのが37.2%であり、「過度競争」とするのが29.4%である。そのほかでは「輸入品が多すぎる」、「販売促進が遅れる」とする企業もある。7社が「製品の品質に問題がある」と答えた。

(四) 企業資金の状況

「資金調達は以前に比べ容易になったか、それとも困難になったか」という質問に対して、72.9%の人が「困難になった」と答えた。さらに、「流動資金が逼迫しているか」との質問に対して、「非常に逼迫」、「かなり逼迫」、「やや逼迫」と答えた割合は、それぞれ47.4%，33.5%，12.5%となっている。「余裕がある」、「ちょうど間に合う」とする割合はわずか2.3%，4.3%である（詳細は表3を参照）。所有制別および規模別分析によると、異なる

所有制企業間には資金繰りの程度について顕著な差があるに対して、異なる規模の企業間にはその差がそれほど顕著でない。表3に示されるように、「非常に逼迫」とする企業の割合は、国有企業が55.3%，集団所有制企業が25.5%，三資企業が25.2%，私営企業が33.3%となっている。国有企業の割合は集団所有制企業、三資企業そして私営企業より、それぞれ29.8, 30.1, 22ポイントずつ高い。

表3 回答企業の流動資金繰り

	合計	所有制別企業状況				規模別企業状況			(%)
		国有	集体	三資	私営	大型	中型	小型	
非常に逼迫	47.4	55.3	25.5	25.2	33.3	53.6	45.7	35.0	
かなり逼迫	33.5	31.5	36.0	37.6	—	31.3	34.6	33.9	
やや逼迫	12.5	8.7	25.2	24.3	33.3	9.4	13.3	19.7	
ちょうど間に合う	4.3	3.1	8.2	7.4	33.3	3.3	4.4	7.9	
余裕がある	2.3	1.4	5.1	5.5	—	2.4	2.0	3.5	

表4から見られるように、大多数の企業の自己流動資金比率がかなり低い。自己流動資金比率が10%以下の企業は回答企業の45%を占めている。同比率が20%の企業は66.3%，30%以下の企業は78.8%である。異なる所有制企業間では自己流動資金比率については顕著な差があったが、規模格差はそれほど大きくなかった。例えば、自己流動資金比率が10%以下の企業は、国有企業の中で53.8%，集団所有制企業の中で13.8%，三資企業の中で29.8%とな

表4 回答企業の自己流動資金比率

	合計	所有制別企業状況				規模別企業状況			(%)
		国有	集体	三資	私営	大型	中型	小型	
10%未満	45.0	53.8	13.8	29.8	—	47.8	45.4	32.5	
10~20%未満	21.3	22.0	17.1	24.1	33.2	23.8	20.0	20.0	
20~30%未満	12.5	10.8	20.9	13.6	16.7	12.8	12.0	13.3	
30~40%未満	6.7	4.9	12.6	9.9	16.7	4.8	7.8	7.5	
40~50%未満	5.4	3.5	13.8	5.8	16.7	4.3	5.4	11.3	
50%以上	9.1	5.0	21.8	16.8	16.7	6.5	9.4	15.4	

っている。国有企業の同割合は集団所有制企業、三資企業よりそれぞれ40, 24ポイントずつ高い。

(五) 企業の余剰人員

調査を通じて、一部の企業では余剰人員が多すぎることを発見した。表5に示されるように、われわれが調査した企業の中で、「余剰人員なし」とする企業はわずか13.1%でしかない。38.6%の企業は「余剰人員10%以下」と答えた。また、1%の企業は「余剰人員50%以上」と答えた。

表5 回答企業の余剰人員比率

(%)

	合計	所有制別企業状況				規模別企業状況		
		国有	集体	三資	私営	大型	中型	小型
なし	13.1	6.2	34.2	41.4	83.3	8.7	13.8	26.5
10%未満	38.6	36.7	41.5	42.5	16.7	39.6	37.8	38.0
10~20%未満	23.4	26.5	14.9	9.6	—	26.1	23.3	13.9
20~30%未満	15.7	19.2	6.1	5.1	—	17.2	15.6	11.0
30~40%未満	7.2	8.9	2.7	1.0	—	6.7	7.5	7.0
40~50%未満	1.0	1.2	0.3	—	—	0.8	0.8	2.6
50%以上	1.0	1.3	0.3	0.5	—	0.9	1.2	1.0

以上に述べたように、わが国の企業運営は総じて良好であるが、一部企業、とりわけ国有企業は操業率が低いこと、業績が思わしくないこと、および余剰人員があることがある。また、企業成長と資金逼迫との矛盾は際だっている。しかし同時に、多数の企業家が自社製品やサービスの販売状況について楽観的態度を表明していることから、企業の発展にはまだかなり潜在力があると思われる。

二. 企業家のマクロ経済情勢およびいくつかの改革措置に対する評価

(一) マクロ経済情勢に対する評価

調査結果によると、企業家は、現在わが国の経済は持続的かつ急速な成長を遂げ、健全な方向に向かっているが、インフレの圧力を軽視してはいけないと思っているようである。55.5%の企業家が「原材料、エネルギーの値上がり幅が大きすぎて吸収しにくい」を企業運営にとっての主要問題としてあげている。表7には企業家のマクロ経済情勢に対する評価をまとめてある。

「経済運営において最もきわだっている問題は何か」という質問に対して、79.1%の企業家は「物価の値上がり幅が大きすぎる」と答えた。「今年前半の物価変動についてどう思うか」という質問について、58.2%の企業家は「問題があり、大多数の国民にとって受け入れ難い」と答えた。また、「マクロ・コントロール措置として、今後取られるべきことは何か」について、「インフレ抑制」と答えたのは43.8%であった。しかし、「通貨発行量と融資規模を引き続き引き締めるべきか、それとも適度に拡大すべきか」に対して、54.1%の企業家が「適度に拡大すべき」と答えた。「引き続き引き締めるべき」と答えたのは15.4%であり、「現状維持」と答えたのは22.6%であった。これは、企業家のインフレと資金緊迫についての矛盾する心理を反映しているといえる。

(二) 5つの経済体制改革措置に対する反応

1993年後半から、政府が財政・税制、金融、投資、外国貿易と外国為替についての制度改革を行った。われわれは今回の調査アンケートに「マクロ経済体制改革は貴社にとってどんな影響があるか」という設問を設けた。財政・税制、金融、投資、外国貿易、外国為替といった5つの改革措置に対して、「有利」と「どちらもいえない」と選択した場合の合計はそれぞれ、57.9%，69.4%，67%，66.8%，65.3%であった。これは、93年以来の改革が総じて

企業家に認められていることを意味する。そのほか、一部の企業家が改革措置の影響について「わからない」と答えたが、これは改革措置に関する広報をさらに強化すべきことを示唆している。

(三) 新税制に対する反応

今年から、流通段階における諸税について全面的な見直しを実施した。新税制は社会主義市場経済体制、企業の公平な競争環境のための基盤を築くものである。調査結果によると、44.6%の企業家が「新税制で税金計算及び納税手続きが簡素化かつ規範化された」と思っている。しかし、新税制による企業の税金負担の変化について、企業家の認識にはばらつきがある。新税制は企業の利益に対して適用されるため、業種によって税金負担は増減することがある。調査した企業の中で、39.4%の企業家が「新税制は自社にとって不利」と答えた。ちなみに、中国企業家調査プロジェクトと国家税務局政策法規司との共同で行った『1,809社の新・旧両税制の流通段階における税金負担の変化に関する調査』(調査報告は別途公表済み)によれば、1994年上半期の6ヶ月間に、旧税制の場合は調査企業の実質税金負担率が7.51%，新税制の場合は7.76%となり、0.25%増加するという結果になっている。しかし、1994年前半に実施された種々の調整政策の効果を加味すると、企業の流通段階における諸税の負担率は6.99%となり、旧税制の場合よりも0.52%低くなるはずである。このことは、税制改革によって企業の税金負担の増加どころか、むしろ軽減されることを意味する。新税制は現状維持の原則を貫き、現在順調に旧税制に代わろうとしている。

(四) 外国貿易、外国為替上の改革が企業の国際市場への進出の意欲を高める

今回の調査では、①「新しい外国貿易政策は貴社の輸出意欲にとってプラスとなるか、マイナスとなるか」、②「新しい輸入製品管理法により、業務は以前に比べ簡素になるか、複雑になるか」、③「輸入製品の管理について、最も良いと思われる方式は何か」、④「輸出入業務について、貴社自ら行うか、

あるいは代理店に委託するか」、⑤「ガット復帰は貴社にとって有利か、不利か」という5つの質問を設けた。外国貿易業の回答結果をみると、①については「プラスになる」、「マイナスになる」、「変わらない」に対する回答割合はそれぞれ71.4%，9.5%，19.1%となっている。②については「簡素になる」、「変わらない」、「複雑になる」の割合はそれぞれ、46.6%，32.8%，20.6%である。③については「行政による認可」、「自主申告」、「関税による調整」、「入札による輸入」に対する回答割合はそれぞれ、6.6%，26.2%，47.5%，19.7%である。④については「輸出業務を自ら行う」、「代理店に委託」の回答割合は91.2%，8.8%である。⑤については、「有利」が62.9%で、「不利」が9.7%である。

さらに、①「新しい外国為替管理制度によって、貴社の外貨利用は容易、難しくなるか」、②「新しい外貨の決算、外貨売買の方式は良いか、それとも良くないか」について質問したが、外国貿易業の回答結果は、①について「容易になる」、「難しくなる」、「わからない」の割合がそれぞれ77.4%，16.1%，6.5%となっている。②については、「良い」、「良くない」、「わからない」の割合がそれぞれ75.4%，16.1%，8.2%となっている。

三. 企業家たちの今後の改革に対する期待

(一) 経営メカニズムの転換と現代的企業制度の樹立による企業の活性化

非合弁企業と非株式企業の回答から、相当数の企業家が合弁企業、株式会社をやりたいことが分かった。かれらのこの2つの企業形態に対する希望の背景には、より多くの資金を調達すること、そして経営メカニズムを転換させことがある。表6に示されるように、80.8%の企業家が「外国資本との合弁企業」を希望し、55.6%の企業家が「自社の株式会社制への改組」を希望している。そして、多くの人が「経営メカニズムの転換」を目的としている。

表7に示されているように、「国有企業を活性化させるポイントは何か」

マクロ経済改革と企業発展：企業家の反応と期待

表6 外資合弁企業と株式制企業に対する見解

各質問ならびに選択肢	回答者	
	数	%
非合弁企業の場合、合弁企業を作りたいか		
どちらでもいい	388	15.3
作りたくない	100	3.9
作りたい	2049	80.8
その目的：		
外資導入	915	44.7
優遇政策の享受	96	4.6
対外販売チャネルの開拓	342	16.7
経営メカニズムの転換	696	34.0
非株式制企業の場合、株式制企業に改組するつもりはあるか		
どちらでもいい	332	13.9
ない	492	20.6
ある	1561	65.5
その目的は：		
資金調達	232	14.9
経営メカニズムの転換	814	52.1
所有権関係の明確化	184	11.9
企業凝聚力の増強	323	20.7
その他	8	0.4

表7 国有大中型企業の活性化について

	回答数	同, %
所有権問題を明確にし、現代企業制度を打ち立てる	1663	60.3
企業の経営メカニズムの転換	1178	42.7
企業の自主権拡大	709	25.7
企業の外部環境改善	623	22.6
企業の技術進歩加速	551	20.0
企業の内部管理強化	433	15.7
請負制度の継続	145	5.3
企業と党・政府との関係の改善	66	2.4

(注) 複数回答

について、最も多くあげられたのは「資産権を明確にし、現代的企業制度を樹立すること」である（1,663社、全体の60.3%）。次いで、「経営メカニズムの転換」（1,178社、全体の42.7%）。したがって、多数の企業家が経営メカニズムの転換、現代的企業制度の樹立を通じて企業を活性化させる必要があることを強く認識していると言える。

（二）現代的企業制度の樹立を通じて、政企一体、過重な社会負担、不明瞭な資産関係といった問題を解決

経営メカニズムの転換について、一つ重要な内容は企業に経営自主権を賦与することである。わが国の企業改革は経営自主権の拡大から始まった。1992年7月に公布された国務院『全人民所有制工業企業の経営メカニズムに関する条例』が14の自主権を企業に賦与することを定めている。この条例は公布されてすでに2年あまり立ったが、実際に14の自主権がどこまで徹底されているのか。今回の調査結果によると、「製品・サービス価格決定権」を除き、その他の項目に対する実施率が、1993年6～9月に実施された中国企業家調査プロジェクトによる2,620社に対する調査結果よりもかなり改善されていることがみてとれる。表8に示すように、今回は「投資決定権」に対する実施率が前回より22.3ポイントも増加し、その増加幅が最も大きい。そして、増加ポイントが10を超える項目は8つある。これは1993下半期以降、14の自主権の実施が大きな進展をみせたことを表している。

各自主権の実施に関する隸属別、会社形態別と規模別の分析から、①中央所属企業より、省・市・県に属する企業のほうがはるかに高い。②非株式制企業より、株式制企業のほうがはるかに高い。③生産・経営計画決定、製品・サービス価格決定、製品販売、資材購入、労働者雇用、内部機構設置の自主権については、中小型企業のほうがよいが、対外貿易、投資決定、税引き後利潤分配、提携・吸収・合併、人事管理、賃金・賞与決定の自主権については、大型企業の方がよい、といったことが見て取れる。そのほかの自主権の実施状況においては、規模による明確な格差はない（詳細は表9を参照）。

マクロ経済改革と企業発展：企業家の反応と期待

表8 自主権14項目の実施状況

(%)

	達成率（サンプル総数に占める割合）		
	今回調査結果	93年調査結果	前回からの増加
生産・経営計画	94.0	88.7	+ 5.3
製品・サービス価格	73.6	75.9	- 2.3
製品販売	90.5	88.5	+ 2.0
資材購入	95.0	90.9	+ 4.1
対外貿易	25.8	15.3	+10.5
投資決定	61.2	38.9	+22.3
税引後利潤分配	73.8	63.7	+10.1
資産処分	46.6	29.4	+17.2
提携・吸収・合併	39.7	23.3	+16.4
労働者雇用	61.0	43.5	+17.5
人事管理	73.3	53.7	+19.6
賃金・賞与分配	86.0	70.2	+15.8
内部機構設置	90.5	79.3	+11.2
不法徴収の拒絶	10.3	7.0	+ 3.3

(注) 複数回答

表9 1994年時点での自主権14項目の実施状況

(%)

自 主 権 項 目	合計	隸 属 関 係 別				株式・非株式別			規 模 別		
		中央	省 市	地 県	その他の	株 式	非 株 式	大 型	中 型	小 型	
生産・経営計画	94.0	84.2	95.4	97.2	93.4	97.1	93.3	92.4	94.9	95.3	
製品・サービス価格	73.6	54.5	75.0	81.4	81.8	82.0	71.8	68.5	75.5	83.1	
製品販売	90.5	76.2	92.4	94.8	92.7	95.9	89.3	86.9	92.4	94.1	
資材購入	95.0	88.4	96.4	95.9	95.6	96.1	94.8	94.3	95.5	95.7	
対外貿易	25.8	21.7	28.0	19.6	14.9	41.8	22.0	33.7	21.3	19.2	
投資決定	61.2	44.8	61.4	69.5	70.1	74.6	58.3	61.7	60.9	59.6	
税引後利潤分配	73.8	65.8	76.4	71.5	79.6	83.0	72.1	78.2	71.8	69.8	
資産処分	46.6	32.1	46.9	52.4	59.9	60.4	43.5	45.5	47.5	45.5	
提携・吸収・合併	39.7	29.2	40.4	41.2	53.3	53.1	36.4	44.2	36.9	36.1	
労働者雇用	61.0	46.2	59.7	71.6	75.9	77.6	57.3	59.0	61.0	68.6	
人事管理	73.3	72.2	72.2	75.5	80.3	81.0	71.7	77.5	71.0	69.5	
賃金・賞与分配	86.0	81.6	86.5	88.0	85.4	92.8	84.5	87.9	84.4	87.1	
内部機構設置	90.5	86.1	90.0	94.0	94.2	94.5	89.6	88.3	91.8	91.8	
不法徴収の拒絶	10.3	5.9	8.4	16.0	19.9	14.3	9.4	10.6	9.9	11.0	

「自主権が実施できない原因」について、50.5%の企業家が「政府及び業界の管理機関が権限を手放したくなく、それらの機関の機能転換がまだできていないため」をあげている。45.1%の企業家が「経済管理機関からの関与が多すぎて、そしてその行為が規範的でないため」と答えている。39.8%の企業家が「市場体系が完備されていないため」とし、39.6%の企業家が「社会保障制度あるいはその措置がないため」としている。また、30.4%の企業家が「法律執行機関による保護と監督がないため」をあげている。以上、5つの原因があげられているが、上位2項目は政府の機能と行為に関わることである。

企業自主権の実施状況はかなり改善されたとはいえ、企業の政府に対する依存関係は相変わらず強い。企業の自主権については、制度上の保障がまだない。表10に示されているように、回答企業のうちの75.3%の企業の経営者が「政府の主管部門によって任命」されている。このことから、企業自主権の実施にとっての主たる障害は、いまだに「政企一体」という旧体制にあると考えられる。企業家は、現代的企業制度の樹立にとって、もっとも重要なのは「政府の機能の転換」であるとし、その回答率は回答企業の77.2%にもなる（表11参照、訳者注：原文には表11が欠落している）。これは、政府自身の機能転換が目下の急務であることを意味する。そのほか、企業家は現代的企業制度の樹立により、「社会負担の軽減」、「資産関係の明確化」についても大きな希望を抱いている。それらに対する回答率はそれぞれ73%，71.7%である。

表10 回答企業の経営者任命方式

	合計	所有制別企業状況				規模別企業状況			(%)
		国有	集体	三資	株式	大型	中型	小型	
政府主管部門任命	75.3	86.0	58.4	33.2	40.4	80.3	73.9	63.0	
職代会での選挙、 上級主管部門任命	9.0	7.4	21.4	5.0	10.8	6.3	10.0	14.2	
競合入札	2.4	2.2	3.1	1.5	3.0	1.8	2.6	3.9	
董事会任命	11.1	2.5	14.0	58.3	43.0	9.3	11.3	16.9	
その他	2.2	1.9	3.1	2.0	2.8	2.3	2.2	2.0	

(三) 現代的企業制度の主旨に従って「企業家のプロ化」を実施し、企業家に相応の権限とインセンティブを

企業家は経営に関する知恵、革新力、およびリスク・ティキングの精神によって現代的企業を動かすプロである。とりわけ市場経済においては、企業家の素質や才能が往々して企業の興亡成敗を決める。市場経済を発展させるには、企業家のもつ機能を生かし、企業ならびに経営者の「行政等級」を撤廃し、「企業家の非官僚化」、「企業家のプロ化」を実施し、企業家に相応の権限とインセンティブを与えなければならない。これは社会主義市場体制、現代的企業制度における重要な内容の一つである。今回の調査で、「企業ならびに経営者の行政等級の撤廃」について質問したが、41.7%の企業家が「賛成」と答えた。50.3%の企業家が「構わない」と答え、「賛成できない」としたのはわずか8%であった。「企業家のプロ化」については、65%が「賛成」、26.8%が「構わない」であるに対して、「賛成できない」は8.2%しかなかった。これは「企業家のプロ化」がすでにみんなの共通する認識になっていることを意味する。

物的、精神的な報酬は企業家への仕事へのインセンティブである。「自分の才能、負う責任およびリスクに対して、見合うだけの報酬を得られたか」について、「十分に得た」と答えたのは3.7%でしかない。67.5%の人が「一部得られた」と答えた。28.8%が「ほとんど得られない」と回答した。所有制別でみると、国有企業における企業家の地位が他の所有制企業の企業家より低いことが分かる。41.7%の国有企業の企業家は現在の経済的地位に不満である（表12を参照）。「廠長（経理）（訳者注：日本の社長に相当）を担当している間に、人からおどしや傷害を受けたことがあるか」について、50.9%の人が「ある」と回答した。さらに、39.5%の人が「2回以上の人からおどしや傷害を受けた」と答えた。これほど多くの経営者が任期中におどしや傷害を受けるということは、社会全体が肝に銘じるべき重大問題である。

表12 企業家と報酬と地位についての認識

(%)

各質問ならびに選択肢	合 計		国有 企業	集 体 企 業	三資 企 業	私 営 企 業
	数	割合				
自分の能力、責任、経験、リスクに対する報酬は						
一部得られた	1840	67.5	65.4	76.0	72.1	33.3
十分に得られた	102	3.7	2.4	8.0	6.5	50.0
ほとんど得られない	785	28.8	32.2	16.0	21.4	16.7
自己の経済的地位について						
不満足	974	36.7	41.7	19.2	24.9	—
かまわない	898	33.8	34.3	33.1	29.6	40.0
満足	784	29.5	24.0	47.7	45.5	60.0
自己の政治的地位について						
不満足	298	11.2	11.6	11.3	8.3	—
かまわない	937	35.1	35.7	30.6	38.1	60.0
満足	1431	53.7	52.7	58.1	53.6	40.0
自己の社会的地位について						
不満足	401	15.1	17.0	10.5	9.5	20.0
かまわない	822	33.2	34.8	24.8	34.9	20.0
満足	1371	51.7	48.2	54.7	55.6	60.0

(四) 現代的企業制度により公平な競争環境を

「貴社が市場競争において不公平な待遇を受けたことがあるか」に対して、67.8%の企業家が「ある」と答えた。「ない」と回答したのはわずか26.4%である。つまり、多数の企業家は自社がおかれた競争環境が公平なものではないと思っているのである。不公平な競争環境をもたらした原因については、「政策が不公平」が36.8%、「相手が正当でない手段を取った」が24.9%、「市場に関する法規が不完全」が17.4%，となっている。この回答結果は、市場経済とは法に則った経済であり、市場に関する法規ならびに道徳規範を完備することが早急にやらなければならないことだ，という企業家の見解を反映している。